

亀岡市パートナーシップの宣誓制度（案）について

- 1 趣旨 性的マイノリティがその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定める。
- 2 定義 ○「性的マイノリティ」について、「性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が出生時の性と異なる者」と定める。
○「パートナーシップ関係」について、「一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、協力し合うことを約束した関係」と定める。
- 3 対象 ○（年齢）民法に定める成年に達している者。
○（住所）次のいずれかの要件を満たす者。
 - ・双方が市内に住所を有していること。
 - ・いずれか一方が市内に住所を有し、他の一方が規定の期日内に市内への転入を予定していること。○（関係）次の全てに該当する者。
 - ・双方に配偶者（事実婚同様の関係にある者を含む。）がないこと。
 - ・双方がパートナーシップ宣誓制度やそれに類する制度を利用していないこと。
 - ・宣誓者同士が近親者でないこと。
- 4 宣誓の方法
○それぞれ宣誓書にあらかじめ自書したうえで、双方同時に市役所に来所して宣誓を行うことを基本とする。
※宣誓書には住民票等の添付を要する。また、宣誓者の一方が市内に住所を有していない場合は、市内への転入を疎明する資料の添付を要する。
※運転免許証等の本人確認書類の提示を要する。

5 宣誓の証明

要件を満たしていると認められる宣誓については、原則として宣誓者双方同時に来所のうえ、双方に対して受領証（A4版とカード版の2種類）及び受領印を押印した宣誓書の副本を交付する。

※いずれか一方が転入を予定している場合は受付票を交付する。受付票の交付を受けた宣誓者は、受付票交付の日から定められた期限内に市内に転入することを要する。

6 受領証の返還

次のいずれかに該当する場合は、受領証の返還を要する。

- パートナーシップ関係が解消された場合。
- いずれか一方が死亡した場合。
- 双方が市内に住所を有しなくなった場合。
- 少なくとも一方が、相手方以外の者と婚姻するかパートナーシップ宣誓制度やそれに類する制度を利用した場合。

7 制定までのスケジュール

- 10月上旬 関係課への説明
- 11月20日 当事者ヒアリング
- 12月13日 意見交換会
- 今年度中 制度実施

8 亀岡市の取組

- ・市営住宅への入居申し込み時の親族同等の取り扱い
- ・市立病院における手術同意等の親族同等の取り扱い
- ・亀岡市職員互助会結婚祝金など